

第三次下野市行政改革大綱の概要

策定の趣旨

- 第二次行政改革大綱では、前大綱に引き続き財政健全化や事業の整理統合など「量的側面の改善」と、組織体制の見直しや行政サービスの改善・充実など「質的側面の向上」に取り組んできました。
- 自治基本条例施行後初めて策定する第三次行政改革大綱は、市民との協働をより一層推進するとともに、第二次行政改革大綱の基本方針を継続・強化しつつ、新たな視点を追加し、柔軟で効率的な行政システムの確立を目指すこととし、次の基本目標及び3つの基本方針に基づいて、市民の参画と協働が推進される取組を実行し、市民に信頼され得る「質的側面の向上」、「量的側面の改善」に取り組めます。

基本目標

市民との協働による持続的に発展するまちづくり

基本方針

1 「さらなる協働の推進」

- ・ 行政情報を市民にわかりやすく提供し、市民が市政に参画する機会の充実を図るとともに、協働を担う人づくり、環境（場所、機会、仕組など）づくりに努め、地域社会における市民、コミュニティ組織、事業者などとのさらなる連携を図り、自治基本条例に基づくまちづくりを推進します。

2 「質的側面の向上」

- ・ 市民が主体のまちづくりに向けた行政サービスの質的向上を図るため、より効率的かつ柔軟な行政運営の確立を目指し、事務事業の改善、職員の資質向上に努めるとともに、限られた経営資源の中で事業の取捨選択を行う行政評価システムのさらなる充実を図ります。

3 「量的側面の改善」

- ・ 歳入の減額や義務的経費の増額に対応するため、事業の必要性、費用対効果、効率性を十分に勘案した事業への取組を行い、職員定数管理、公共施設マネジメント等を推進するとともに、自主財源の確保に努めます。

実施期間

平成27年度から31年度までの5年間

重点項目

- 基本目標、基本方針に基づき、次の3項目を重点項目として位置付け、重点項目ごとに個別項目を設定し、行政改革の取組を推進します。

1 市民との協働によるまちづくりの推進

- 自治基本条例に基づくまちづくり、市民の参画と協働の前提である情報提供等について、次の6項目を掲げ、市民との協働によるまちづくりの推進に取り組みます。

- (1) 下野市自治基本条例に基づくまちづくりの推進
- (2) コミュニティ組織等との連携
- (3) 協働型社会の構築
- (4) 市民と行政の対話の推進
- (5) 市民参画の推進
- (6) 市民の一体感の醸成

2 効率的・効果的な行政経営の推進

- 事務事業・行政サービスの見直し、組織の活性化や人材育成、行政運営体制の充実等について、次の13項目を掲げ、効率的・効果的な行政経営の推進に取り組みます。

- (1) 組織マネジメント機能の強化
- (2) 庁内組織の継続的な見直し
- (3) 審議会・委員会等の見直し
- (4) ICTの有効活用
- (5) 民間活力活用の推進
- (6) 行政評価システムの着実な運用
- (7) 行政サービスの向上
- (8) 給与等の適正化と職員資質の向上
- (9) 職員数・臨時職員数の適正管理
- (10) 人材育成の推進
- (11) 職員の意識改革の推進
- (12) 公共工事の適正な執行管理
- (13) 広域的な行政の推進

3 将来にわたり持続可能な財政運営の推進

- 事業等の継続的な見直し、財政の健全性の確保、公共施設の維持管理、自主財源の確保等について、次の8項目を掲げ、将来にわたり持続可能な財政運営の推進に取り組みます。

- (1) 事務事業の継続的な見直し
- (2) 公共施設の適正管理と効率的な運営
- (3) 地方公営企業・第3セクター等の経営健全化の推進
- (4) 課税・受益者負担の適正化
- (5) 財政指標の設定と財政情報の適切な公開
- (6) 予算査定の改革
- (7) 歳入確保と公共工事コスト縮減
- (8) 新たな財源確保の取組